○法務省告示第三百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社神崎高級工機製作所	兵庫県尼崎市猪名寺二丁目十八番一号	機械組立作業

○法務省告示第三百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

東京航空クリーニング株式会社	東京都大田区本羽田二丁目一番十四号	クリーニング

○法務省告示第三百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

株式会社伊藤興業	神奈川県横浜市鶴見区矢向四丁目二十五番一号	とび

○法務省告示第三百八十号

愛媛県八幡浜市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年八月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

愛媛県西宇和郡川之石浦一番耕地二百五十九番地　河野長重郎

○財務省告示第二百六十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年八月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	三トン
四	一三、一〇〇トン
五	四九八トン
六	一トン
七	五トン
八	一トン
九	一一、七四〇トン
一〇	一、一二六トン
一一	一、八六四トン
一二	三〇、四八六トン
一三	二、一二四、八五三トン
一四	四六八、七一八トン
一四の二	二一二、六三三トン
一五	五八トン
一六	一、九四一トン
一七	四〇、四四一トン
一八	五、二三三トン
一九	三七〇トン
二〇	二二四トン
二一	一〇、八二七トン
二二	一五二トン
二三	一、八八三トン
二四	一三トン
二五	○トン
二六	一、五七〇トン
二七	三、五二五トン
二八	○トン
二九	一六〇トン

○財務省告示第二百六十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年八月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万六千三十三トン

二　冷凍牛肉　九万九千八十九トン

○財務省告示第二百六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年八月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十七万四千四百九十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十七万四千四百九十八トン

○農林水産省告示第千百三十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月二十八日から施行する。

平成二十六年八月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の食用植物油脂の日本農林規格により格付の表示が付された食用植物油脂については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条及び第十六条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月二十七日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千百四十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第千七百三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月二十八日から施行する。

平成二十六年八月二十九日

農林水産大臣　林　芳正